

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この地方公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この地方公社は、名古屋市住宅供給公社と称する。

(設 立 団 体)

第 3 条 この地方公社の設立団体は、名古屋市とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この地方公社は、事務所を名古屋市におく。

(公告の方法)

第 5 条 この地方公社の公告は、官報及び名古屋市公報により掲載して行なう。

## 第 2 章 役員及び職員

### 第 1 節 役員及び職員

(役 員)

第 6 条 この地方公社に、役員として、理事長 1 名、理事 10 名以内及び監事 2 名以内を置く。

2 理事のうち 1 名を副理事長とする。

(役員の仕事及び権限)

第 7 条 理事長は、この地方公社を代表しその業務を総理する。

2 理事は、規程で定めるところにより、理事長を補佐してこの地方公社の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、この地方公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣若しくは名古屋市長に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第 8 条 理事長及び監事は、名古屋市長が任命する。

2 理事は理事長が任命する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長又は理事は監事を、監事は理事長又は、理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

(顧問の委嘱)

第13条 この地方公社に顧問を置く。

2 顧問は理事長が委嘱する。

## 第2節 理 事 会

(理事会の設置及び構成)

第14条 この地方公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を附して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 定款又は業務方法書の変更

二 基本財産たる財産の変更

三 毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び決算

四 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき名古屋市長に提出する事業計画、資金計画、財務諸表及び業務報告書

五 規程の制定又は改正若しくは廃止

六 規定により理事会の権限に属しめられた事項

七 その他この地方公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号又は第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

### 第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この地方公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 住宅の積立分譲を行なうこと。
- 二 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 三 住宅の用に供する宅地の造成、管理及び譲渡を行なうこと。
- 四 市街地においてこの地方公社が行なう住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行なうことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 五 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適当である場合においてこれらの用に供する宅地の造成及び譲渡を行なうこと。
- 六 この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 七 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- 九 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成並びに市街地においてみずから又は委託により行なう住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。

(業務方法書)

第19条 この地方公社の業務に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

### 第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 この地方公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 この地方公社の基本財産の額は、5千万円とし、名古屋市が全額を出資する。
- 3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第21条 この地方公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計区分)

第22条 この地方公社は、住宅の積立分譲契約に基づく受入金に係る会計と他の業務に係る会計と区分して経理する。

2 前項の他の業務に係る会計においては、内訳として積立分譲住宅勘定、一般分譲住宅勘定、賃貸住宅勘定その他必要な勘定に区分する。

(決算)

第 23 条 この地方公社は、毎事業年度の決算を翌年度の 5 月 31 日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び業務報告書)

第 24 条 この地方公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財務諸表を作成し、監事の監査を経て名古屋市長に提出する。

2 この地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつける。

(利益及び損失の処理)

第 25 条 この地方公社は、第 22 条第 1 項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

この地方公社は、第 22 条第 1 項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第 26 条 この地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他国土交通省令で定める方法

## 第 5 章 雑 則

(規程への委任)

第 27 条 この地方公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

### 附 則

(施行期日)

1 この定款は、地方住宅供給公社法附則第 2 項に基づき、財団法人名古屋市住宅公社が、その組織を変更して名古屋市住宅供給公社となった日から施行する。

(最初の役員任期)

2 この地方公社の最初の役員任期は、第 9 条の規定にかかわらず、それぞれの任命権者が定められる。

(最初の事業年度)

3 この地方公社の最初の事業年度は、第 21 条の規定にかかわらず、この地方公社と

なつた日の翌日から昭和 41 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行 期 日)

この定款は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年第 1 号)

(施行 期 日)

この定款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。